

申告をしなくてもよい人

平成18年中の所得が給与所得のみで、給与の支払者から町長に対して給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている人や確定申告を行った人。

所得税の確定申告書は自分で記入し、阿南税務署へ提出してください。

申告に必要なもの（申告時に、持参してください）

印鑑

平成18年中の所得が計算できる関係書類

給与支払報告書（源泉徴収票）、公的年金等源泉徴収票、収支内訳書等

配偶者のパート、内職、年金等の収入が確認できる書類

農業所得者の方については、平成13年分の所得から原則として収支計算により算定していますが、平成18年分からは所得標準の目安が廃止され、完全な収支計算に移行します。このため、関係書類の提示等がないと必要経費等の控除ができなくなります。昨年12月に配布いたしました「平成18年中農業所得収支内訳書」に必要事項を記入し持参していただくか、収支計算ができる関係書類を持参してください。

また、20万円以上の大農機具を購入された方は、領収書等の購入金額を証明する書類を持参してください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険・個人年金・損害（火災）保険料等の控除証明書、医療費等の領収書並びに証明書

医療費の領収書は、個人毎の病院別に仕分けの上、合計金額を計算しておいてください。

【お問い合わせ】 本庁税務保険課(☎77-3615)又は由岐支所総務室(☎78-2211)

## 平成19年から税源移譲により 所得税・住民税の税率が変わります！

三位一体の改革による国(所得税)から地方(住民税)への税金の移し替え(税源移譲)により、平成19年度からの個人住民税が大きく変わります。

所得税 平成19年1月分から適用 → 4段階の税率を、6段階に細分化

【改正前(移譲前)】

所得税	課税所得	税率
	～ 330万円	10%
	330万円～ 900万円	20%
	900万円～ 1,800万円	30%
	1,800万円～	37%

【改正後(移譲後)】

課税所得	税率
～ 195万円	5%
195万円～ 330万円	10%
330万円～ 695万円	20%
695万円～ 900万円	23%
900万円～ 1,800万円	33%
1,800万円～	40%

住民税 平成19年6月(19年度分)から適用 → 3段階の税率から、一律10%に

【改正前(移譲前)】

個人住民税	課税所得	標準税率		
		町民税	県民税	計
	～ 200万円	3%	2%	5%
	200万円～ 700万円	8%		10%
700万円～	10%	3%	13%	

【改正後(移譲後)】

課税所得	標準税率		
	町民税	県民税	計
一律	6%	4%	10%

課税所得 = 所得金額(収入から必要経費等を引いた金額) - 所得控除額(扶養控除などの合計)

この税源移譲によって、所得税と住民税を合わせた全体の税負担が変わることは基本的にはありません。ほとんどの方は、“所得税が平成19年1月から減り、住民税が平成19年6月から増える”こととなります。